

10 ギガトライアルサービス 利用規約

(総則)

- 第1条 本規約は株式会社QTnet（以下「当社」といいます。）が10ギガトライアルサービス（以下「本サービス」といいます。）モニター利用を行い、第2条に定めるモニターに関し、サービス運営、アンケート調査等を実施するにあたり、モニターと当社との間で定めるものです。
- 2 モニターは、本規約の他、電子メールまたはウェブサイトへの掲載等により、モニターに告知される説明事項、注意事項を遵守するものとします。
 - 3 本規約に記載されていない内容については、コンピュータ通信網サービス契約約款と同様の取り扱いとします。

(モニターの定義)

- 第2条 本規約における「モニター」とは、コンピュータ通信網サービス第3種契約者で、あらかじめ当社所定の手続きに従いモニター申込を行い、当社が承認した者としてします。
- 2 モニターは、モニターとしての地位を譲渡、転貸、担保差入、その他形態を問わず処分することはできません。
 - 3 本モニターにて実施する接続機器及び配線等は、別表1にて推奨する機器等をお客さまにてご用意していただきます。
 - 4 モニターは、本サービスに必要な設置場所を確保するとともに、本サービスの提供を受けるために必要な電気料金を負担するものとします。
 - 5 モニター利用中または利用後に、当社が別に掲示するアンケート調査にご協力いただくものとします。
 - 6 モニターは本サービスに関して当社から提供される一切の情報等につき、守秘義務を負うものとします。

(モニターの申込及び申込単位)

- 第3条 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 当社は、コンピュータ通信網サービス第3種契約者回線1回線ごとに一のモニター提供を行います。

(モニター期間)

- 第4条 モニター利用は、モニターを開始した日から起算して6ヵ月とします。
- 2 当社は、当社の都合により前項の期間を変更することがあります。その場合、当社は、

モニターに対し、その旨を通知します。

(モニターの利用休止)

第5条 当社は、モニターが第3種コンピュータサービスの契約を休止した際には、モニター提供を解除できるものとします。

(モニターの利用停止)

第6条 当社は、モニターが第3種コンピュータサービスの契約の利用停止となった場合は、モニター提供を解除できるものとします。

(モニターの解除)

第7条 モニターが、モニターを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が定める方法により当社へ通知していただきます。

(モニター資格の停止、喪失)

第8条 モニターが次のいずれかに該当する場合は、当社は当該モニターに事前に何ら通知または催告することなく、モニター契約を解除できるものとします。

- (1) 申込時に虚偽の内容を登録した場合
 - (2) モニター期間中に第3種コンピュータサービスの契約を解除した場合
 - (3) 当社からの連絡に対して一定期間モニターと連絡が取れない場合
 - (4) モニターが本サービスに必要な機器の設置及び撤去を拒んだり遅らせたりした場合
 - (5) モニターまたはビル管理者等から本サービスに必要な工事許可が一定期間得られない場合
 - (6) その他、本サービスの提供にあたって、著しい支障がある場合
 - (7) 前各号の他、本規約に違反した場合
- 2 当社の都合によりモニター契約を解除していただくことがあります。その場合は、モニターへ事前に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 モニターが本規約に違反した行為により当社が第三者に損害を与えた場合、モニターは第三者からのクレーム対応をするとともにその損害を賠償するものとします。

(住所の移転)

第9条 モニターはその移転先を問わず、移転先においてモニターの提供は継続できないことを、あらかじめ承知するものとします。

(変更の届出)

- 第10条 モニターは、電話番号、及び電子メールアドレスに変更があった場合は、当社所定の方法により、すみやかに通知するものとします。
- 2 前項の通知をしなかったことによりモニターが不利益を被った場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。

(サービス変更等)

- 第11条 当社が本サービスの内容等を変更する場合、電子メールまたは当社所定のウェブサイトへの掲載等によりモニターに通知するものとします。
- 2 当社がモニターへ前項に基づき通知した時点で、モニターは当該内容等変更について承認したものとみなします。
- 3 当社は、本規約等を任意に改定できるものとします。改定後の本規約等は、当社所定のウェブサイトに掲示等したときにその効力を生じるものとします。

(免責)

- 第12条 本サービスはベストエフォートサービスであり、10Gbpsの通信速度を保証するものではありません。速度に関する速度低下及び通信機器不具合等について当社は、一切責任を負わないものとします。
- 2 当社は本サービスの利用に関連して、モニターに生じる一切の損害、不利益について、一切責任を負わないものとします。
- 3 当社が希望者に提供するブロードバンドルータ及び関連機器に起因する本サービスの中断・延滞・中止・データの消去等に関して、一切責任を負わないものとします。

(料金)

- 第13条 本サービス提供における追加の月額利用料及び工事費用は無料とします。

(回線終端装置等の貸与)

- 第14条 当社の提供するサービスに使用する回線終端装置及びルーターは、当社がお客さまに貸与します。
- 2 お客さまは、仕様上の注意事項を遵守して回線終端装置及びルーターを使用するものとし、故意または過失により一部もしくは全てを破損、紛失した場合は、すみやかに当社に届け出るとともにその修復または補填に要する別表2の実費費用相当を当社に支払うものとします。
- 3 お客さまの責めによらない回線終端装置及びルーターの故障によって障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、回線終端装置及びルータ

ーを交換することがあります。

- 4 お客さまは、契約の解除時はすみやかに回線終端装置及びルーターを当社に返却するものとし、なお、当社に返却がない場合は、お客さまは、補填に要する別表2の実費費用相当を当社に支払うものとし、

(別表1)

当社提供のルーターにて接続されるお客さま

- 無線 LAN で接続されるお客さま：無線 LAN (11 a/b/g/n/ac/ax) 規格に対応した機器
- 有線 LAN で接続されるお客さま：1000BASE-T/10GBASE-T に対応した LAN ケーブル (カテゴリ-5e 以上推奨)

お客さまでパソコン、もしくはルーターを直接接続されるお客さま

- 10Gbps で接続可能な LAN ケーブル (CAT7 以上推奨) および 10GBASE-T に対応したインターフェース
- PPPoE で接続可能な機器

(別表2)

機器名	単位	料金 (税抜)
回線終端装置	1 個	50,000 円
ルーター	1 個	28,000 円

※ 請求時の法定税率を乗算の上、請求します。

附則

(実施期日)

本規約は 2020 年 9 月 4 日から実施します。